

教 職 第 1 0 4 5 号  
令和4年（2022年）9月1日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長  
北海道教育庁教職員局福利課長

「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係  
教職員局福利課健康管理係 〕

( 写 )

教 職 第 1 0 4 5 号  
令和4年(2022年)9月1日

各道立学校長 様

教 育 部 長

「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」について(通知)

8月31日に開催された、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第124回本部会議において、新規感染者数は減少しているものの病床使用率は依然として高い水準にあることなどから、「BA.5対策強化宣言」の下で取り組んできた「夏の感染拡大防止パッケージ」に続き、本日から「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」として、保健・医療提供体制の充実・確保、基本的な感染防止行動の徹底とワクチン接種、社会経済活動の維持に向けた事業継続の取組などを実践することで、医療のひっ迫を防ぎ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくこととされました。

つきましては、各所属におかれましては、別添の「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」について、所属職員に周知とその徹底をお願いします。

総務政策局総務課人事係  
教職員局教職員課サービス係  
教職員局教職員課福利課健康管理係

# 医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組

北海道におけるBA.5対策強化宣言

【取組期間：令和4年9月1日～30日】

- 道では、これまで、「夏の感染拡大防止パッケージ」により、集中的に取組を展開してきた。道民の皆様、事業者の方々、医療機関や関係団体の方々のご理解・ご協力により、最近の感染者数は減少傾向に転じたものの、病床使用率は昨冬ピークの水準で推移しており、未だ減少は見通せない状況にある。
- また、国は全国ベースでの全数把握や自宅療養期間の見直しなど、新たな段階への移行の全体像を示すこととし、今後、感染対策は大きく変動していくことから、国の動向を注視していく必要がある。
- このため、今後においては、医療への負荷を低減させるため、感染レベルをできる限り引き下げるとともに、新たな感染者の把握方法への移行を着実に進めていかなければならない。
- こうしたことから、引き続き、「BA.5対策強化宣言」の下、現在の感染状況への対応をはじめとする保健・医療提供体制の充実・確保に取り組むとともに、道民の皆様や事業者の方々に基本的な感染防止行動の徹底・ワクチン接種の検討、事業継続に向けた取組を実践していただくことで、医療のひっ迫を防ぎ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。

1

## 保健・医療提供体制の充実・確保

### 【必要な方に適切に医療を提供するために】

- ◆フェーズ3とした即応病床(2,258床)について、医療従事者の感染者や濃厚接触者が増加する中、関係団体や医療機関と連携し、最大限に効果的に運用
- ◆有症状の方への検査キットの配布、陽性者登録を行う「北海道陽性者登録センター」を早期に全道展開
- ◆自宅療養者への支援物資の早期配送に向け、電子申請の拡充等を推進
- ◆無料検査の実施期間延長(9月末まで)と事業所の拡大など検査体制の充実

### 【ワクチン接種の促進】

- ◆地域のワクチン接種状況に応じ、市町村支援や広報など効果的な取組を展開
- ◆特例臨時接種の延長を見据えた道の対応の検討

2

# 基本的な感染防止行動の徹底とワクチン接種の促進

## ◎手指消毒、換気の徹底など基本的な感染防止行動(3つの行動)と感染への備えを実践

**日常生活**

- 三密回避、人との距離確保、手指消毒、マスク着用、換気を徹底
- 高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染防止行動を徹底
- 混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動。特に重症化リスクの高い方、そうした方と会う方の双方が慎重に行動
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える
- 感染した場合に備え、解熱剤や少なくとも3日間程度の食料等を用意
- 救急外来及び救急車の利用は、必要な場合に限る

**飲食**

- 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用
- 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力

**検査**

- 感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受ける(無症状の方に限ります)
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方に会う際には、事前に検査を受け、陰性を確認
- 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診  
(北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターや北海道陽性者登録センター(症状が軽い方)の活用をご検討ください)

## ◎感染レベルが高い状況にある中、特に高齢者等や若年層の方について、ワクチン接種の積極的な検討

<b>高齢者施設等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等と面会する際は、オンライン面会を実施するなど「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制をより一層確保</li> <li>○感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保</li> <li>○感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮</li> </ul>
<b>学校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討</li> <li>○宿泊を伴う教育活動は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施</li> <li>○部活動は、健康状態の多重チェックなど、感染防止対策を徹底し、これによりがたい場合は休止。また、対外試合等は、各団体等のガイドラインに基づき、移動・更衣等の場面も含め対策を徹底</li> <li>○感染状況に応じた教職員の頻回検査等を行うとともに、希望する教職員のワクチン接種等が進むよう配慮</li> <li>○大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底</li> </ul>
<b>保育所等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底</li> <li>○感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保</li> <li>○感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮</li> </ul>

## 社会経済活動の維持に向けた事業継続の取組

<b>事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会経済活動の維持に向け、事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施</li> <li>○道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着             <ul style="list-style-type: none"> <li>※「どうみん割」、「ほっかいどう認証店応援クーポン」、「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」</li> </ul> </li> <li>○業種別ガイドラインの遵守。人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底</li> <li>○在宅勤務(テレワーク)等の取組の推進</li> </ul>
<b>飲食店等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止対策チェックリスト項目を遵守</li> <li>○北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の取得</li> </ul>

## イベント開催についての要請

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たすことが必要)

※大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください